

山梨県立大学学術機関リポジトリ運営要項

(平成22年10月26日制定 図書第7001-4号)

(趣旨)

第1条 この要項は、山梨県立大学図書館規程第12条の規定に基づき、山梨県立大学学術機関リポジトリに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 山梨県立大学（以下「本学」という。）は、本学の教育研究成果を、保存・蓄積、発信・提供し、もって教育研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすため、学術機関リポジトリを構築する。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育研究成果 教育・研究・社会貢献等の活動成果であって、学術的に意義のあるもの
- (2) 学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。） 本学の教育研究成果を、電子計算機を利用して、恒久的に保存・蓄積し、学内外に発信・提供するシステム
- (3) 登録 リポジトリに教育研究成果を保存すること

(リポジトリの管理運営)

第4条 リポジトリの管理運営は、山梨県立大学図書館（以下「図書館」という。）において行う。

2 リポジトリの管理運営に関する必要な事項は、図書館運営委員会で審議する。

(登録者)

第5条 リポジトリに教育研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学に在籍し、又は在籍したことのある、役員、教職員および大学院生で、次条に掲げる教育研究成果を作成した者
- (2) 前号に掲げる者のほか、図書館長が適当と認めた者

(登録できる教育研究成果)

第6条 登録できる教育研究成果は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条に規定する者が作成し、又は作成に関与した教育研究成果であること
- (2) 別表に例示する教育研究成果であって、登録者が登録を希望するものであること
- (3) 電磁的記録であって、情報通信網を通じて配信できるものであること
- (4) 使用者の別にかかわらず、閲覧、保存、印刷等（以下「利用」という。）ができるものであること
- (5) 法令及び公序良俗、並びに公立大学法人山梨県立大学情報セキュリティポリシーに反しないものであること

2 前項各号に掲げる要件のほか、登録者の所属する部局が、登録できる教育研究成果の要件を定めている場合は、その例による。

(DOIの付与)

第7条 学術機関リポジトリに登録する教育研究成果には、原則として国際的に標準化された識別子である Digital Object Identifier（以下、「DOI」という。）を付与する。DOI を登録することにより、コンテンツを識別できるとともに、リンク切れのない永続的なアクセスが可能になる。なお、DOI の付与は次の各号に掲げるとおり行うものとする。

- (1) DOI の番号は山梨県立大学図書館で管理するものとする。
- (2) DOI の番号は、ジャパンリンクセンターより割り当てられた番号（10.6038 8）に機関リポジトリの ID を組み合わせたものとする。

(3) 登録者は、別記様式1を提出することにより、教育研究成果にDOIを付与しないこともできるものとする。

(登録者の責務)

第8条 登録者は、次の各号に掲げる場合、登録の前に当該各号に定める許諾を得なければならない。

(1) 著作権が複数の者に帰属している場合 すべての著作権者の許諾

(2) 研究成果の公開により、他者の権利を侵害する場合 その権利が帰属する者の許諾

(3) 研究成果に含まれる古書資料等が公開に支障がある場合 古書資料等を所蔵する者の許諾

(著作権)

第9条 教育研究成果が登録された後も、著作権は原著作権者に帰属する。

(教育研究成果の利用)

第10条 登録された教育研究成果を使用し、又は使用しようとする者は、著作権法(昭和45年 法律第73号)その他法令を遵守しなければならない。

(個人情報の取扱)

第11条 登録した者の個人情報は、第2条に規定する利用目的のために使用し、その目的の範囲を超えて保有しない。

(登録の削除)

第12条 登録された教育研究成果を削除できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 図書館長

(2) 当該教育研究成果を登録した者

2 図書館長は、次の各号のいずれかに掲げる場合、登録された教育研究成果を削除することができる。

(1) 登録した者が、別記様式2により申し出た場合

(2) 法令に反する場合

(3) 盗用・剽窃によることが明らかである場合

(4) 公序良俗に反する場合

(5) 前4号に掲げるもののほか、図書館長が削除が適切であると認めた場合

3 第1項第2号に掲げる者は、登録された教育研究成果の新しい版を登録しようとする場合、既に登録された当該教育研究成果を削除することができる。

(登録者の責任)

第13条 登録された教育研究成果の責任は、当該教育研究成果を登録した者が負う。

(委任)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成22年10月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年10月18日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

学術雑誌掲載論文、紀要論文、博士学位論文、図書、学術報告書、科学研究費補助金研究成果報告書（最終報告書）、データベース、教材、ソフトウェア、学会発表資料、その他公開可能な教育・研究成果

別記様式 1

年 月 日

山梨県立大学図書館
館長 館長名

山梨県立大学学術機関リポジトリ
登録教育研究成果の識別子付与除外申請書

申請者
所属
氏名

次の教育研究成果について、山梨県立大学学術機関リポジトリ運営要項第7条第1項第3号の規定に基づき、教育研究成果に識別子を付与しないことを申し出ます。

1. タイトル

2. 著作者

3. 理由

別記様式 2

年 月 日

山梨県立大学図書館
館長 館長名

山梨県立大学学術機関リポジトリ
登録教育研究成果削除申請書

申請者
所属
氏名

次の教育研究成果について、山梨県立大学学術機関リポジトリ運営要項第12条第2項の規定に基づき、削除を申請します。

1. タイトル

2. 著作者

3. 削除理由